

- 3.4.19号新宮中央線
- 3.5.26号龍野新宮線
- 3.5.208号小宅揖西線
- 3.4.209号龍野相生線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3.4.19号新宮中央線]

たつの市新宮町新宮字西町、字新田山下及び字裏町並びに井野原字畑田上、字當元、字砂原、字高田、字繁昌、字中泓、字石那田及び字越前

[3.5.26号龍野新宮線]

たつの市龍野町北龍野字坂

[3.5.208号小宅揖西線]

たつの市揖西町小神字辻ノ堂、中垣内字景雲寺、字重蓮寺、字東垣内、字恩徳寺垣内及び字前田並びに清水新字浄證寺垣内及び字池ノ下並びに新宮字火ノ坪、字千條寺、字カケウシ、字堂ノ下、字下タノ川、字奥田及び字胡麻谷並びに小犬丸字奥山、字津原及び字遠殿脇

[3.4.209号龍野相生線]

たつの市揖西町小犬丸字津原及び字遠殿脇並びに北沢字池ノ上、字西ノ前、字惣田、字西ケ坪及び字大橋並びに長尾字樋本、字向イ及び字出合



兵庫県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

山崎都市計画道路

3.4.122号本町生谷線

2 都市計画を変更した土地の区域

宍粟市山崎町山崎字本町、字山田町、字福原町、字北魚町、字伊沢町及び字富士野町並びに上寺字上垣内、庄能字鴻野口、字鴻野、字大歳、字大水戸及び字頼ノ元並びに鹿沢字東桜町



兵庫県告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

西播都市計画道路

3.4.24号新田鷓和線

2 都市計画を変更した土地の区域

赤穂市新田字釜家後、字大中嶋、字小中嶋、字十五ノ前、字大地頭及び字中筋並びに折方字天神山、鷓和字天神、字寝猫、字古濱、字前田、字苗座、字野々内及び字丸山



兵庫県告示第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

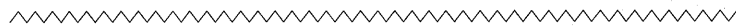
1 都市計画の種類及び名称

西播磨高原都市計画道路

1.4.2号姫路鳥取自動車道

2 都市計画を変更した土地の区域

たつの市新宮町角亀字畔畑、字向山、字北山、字細野及び字船越並びに上筋原字ガウロ、字前田、字本谷、字下河原、字前ノ倉及び字橋ヶ谷並びに鍛冶屋字相坂谷、時重字押ヶ谷及び字家垣内並びに牧字山本、字岩清水、字サノ谷、字殿屋敷、字寺谷、字矢ノ谷、字西山、字西麦子、字麦子口、字麦子谷、字中山、字高上、字落合、字小屋口及び字小谷口並びに奥小屋字上ノ山、字京、字西谷、字中ノ谷、字ヲラ畑山、字ヲラ畑、字笹尾、字カシノ丸、字成林、字サクソヲ、字イラ谷、字本谷及び字坂ノ間並びに宍粟市山崎町木谷字坂ノ平、字西水ヶ谷及び字大平並びに市場字桃木山、字シダレ屋敷、字谷川ノ奥、字石畑、字高畑、字堂ノ下、字堂ノ谷、字上高下、字和田及び字昆舎田並びに高下字池ノ谷、字下河原及び字保工



兵庫県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

3.3.211号塚口長尾線

2 都市計画を変更した土地の区域

区域の変更なし



兵庫県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

西播都市計画道路

3.4.101号西部幹線

2 都市計画を変更した土地の区域

相生市竜泉町、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、緑ヶ丘四丁目、那波字袋地、字落矢ヶ谷、字乳母ヶ懐、字東矢之谷、字赤面谷、字奥之寺、字深邊、字小オヶ谷、字馬通、字木場及び字鍋崎並びに那波南本町



兵庫県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

香住都市計画道路

3.6.1号七日市線

# 計 画 書

## 山崎都市計画道路の変更（兵庫県決定）

都市計画道路中 3.4.122 号本町生谷線を廃止する。

### 理 由

別紙理由書のとおり



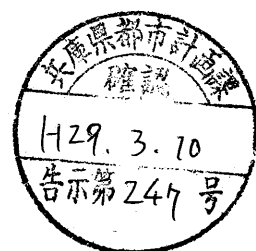
## 理 由 書

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

本町生谷線は、市街地の幅員狭小による交通支障に対処するとともに、合理的発展を図るため、昭和 28 年に都市計画決定された路線である。

しかし、周辺の土地利用状況などから、当該路線に求められる機能が、周辺道路及び現道により確保されていることから、都市計画を廃止する。



# 変更前後対照表

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3.4.122	本町線 生谷線	山崎町 鹿沢東	山崎町 字能ノ 庄頼	山崎町 字能 庄	約 1,080m	地表式	2車線	16m	・廃止
変更後											

